

### III プラン策定の目的と背景

学校現場の多忙化解消に向け、県教育委員会では様々な施策<sup>\*3</sup>を実施してきましたが、学校行事削減や業務の見直し等、学校の努力と工夫に負う内容も少なくありませんでした。それらの取組みの成果として、一定の業務削減は進んできたものの、労働基準法改正による労働時間の上限規制の厳正化や社会環境の変化等も踏まえ、公立学校における働き方改革を、国や県による力強いリーダーシップの下で実現していく必要があります。また、教員の業務負担軽減の取組みについては、県教育委員会と市町村教育委員会が連携して進めていくことがより効果的であることから、「公立学校」を包括したプランを策定するものです。本プランでは、学校や教員を取り巻く以下の背景を十分に考慮した上で、学校における働き方改革が実効性あるものとなるよう、取組みを進めていくことを目的とします。

#### 1 教員の業務負担の増加

県教育委員会が行ってきた勤務状況調査によると、教員の超過勤務時間の平均は、小学校で月あたり約 40 時間、中学校、高等学校で約 60 時間、特別支援学校で約 30 時間程度と捉えることができます。超過勤務の主な理由としては、部活動、教材研究、校務分掌等の業務が挙げられます。校務分掌等の業務においては、調査・統計等への対応、支援が必要な児童生徒・家庭への対応、学校徴収金の管理、給食時の対応、地域人材との連携など、多岐にわたっています。学校や教員が担うべき業務を明確化・適正化し、教員が抱えすぎている業務について、教育委員会が主導して業務削減に努めていかなければなりません。

#### 2 教員の学びの時間の必要性

多様化・複雑化し、予測困難なこれからの中を生き抜く子どもたちには、より探究的で創造性に富む資質・能力を身に付けさせることが重要であり、そのためには学校教育の質の向上が不可欠です。令和 2 年度には小学校で新学習指導要領が完全実施となり、中学校、高等学校でも新学習指導要領へと移行していきます。道徳の教科化、小学校での外国語教育の早期化・教科化やプログラミング教育等、新しい教育内容が次々と実施され、総授業時数も増えています。教員には、幅広い経験や自己研鑽を積み、授業力を向上させて教育の質を高めるための準備時間が、これまで以上に必要となっています。

#### 3 教員採用試験志願者の減少

教員採用試験の志願者数は全国的にも減少傾向にありますが、これは本県でも例外ではなく、令和元年度実施の採用試験の志願者数は、5 年前と比べて約 20% 減、10 年前と比べると約 30% 減となっています。志願者減少の要因は、民間企業の求人状況が好転していることもあります。教員の長時間勤務などの問題化に伴う「教職離れ」が進んでいることも要因として考えられます。学校における働き方改革を進めることで教職の魅力を高め、教員を目指す人材を確保していくことは、本県にとって重要な課題です。

\* 3 本県の人的支援配置による勤務時間削減効果の例（勤務時間は「1 人一週間あたり」とする）

スクール・サポート・スタッフ（調査対象：平成 30 年度からの継続配置校 30 校の教員）

→ 配置校の教員の令和元年度の勤務時間：平成 29 年度比 **4 時間 36 分 削減**

部活動指導員（調査対象：平成 30 年度からの継続配置校の顧問 50 名）

→ 配置校の顧問の令和元年度の部活動指導時間：平成 29 年度比 **6 時間 16 分 削減**

## IV プランの基本方針と目標、取組み重点期間

教員の勤務状況の把握は、学校における働き方改革の基礎となるものです。現在、教員一人一人の出退勤時刻については、各校で適切に把握されているものの、県教育委員会としては年間の特定の期間のみの調査にとどまっています。服務監督権者である教育委員会は、文部科学省が示す「在校等時間」の考え方方に沿って、公立学校教員の勤務状況を適切に把握し、また、在校等時間の超過勤務時間の上限に関しても、文部科学省が示す基準に準拠した基本方針等を定め、これに沿った教員の適切な働き方に向けた必要な手立てを講じていきます。

### 1 公立学校教員の在校等時間の超過勤務時間の上限に関する基本方針（国のガイドラインに準拠）

| 在校等時間の超過勤務時間 | 基本方針       | 特例的な扱い <sup>(注)</sup>             |
|--------------|------------|-----------------------------------|
| 1か月あたり       | 45時間を超えない  | ・100時間未満<br>・複数月平均で80時間を超えない      |
| 1年間あたり       | 360時間を超えない | ・720時間を超えない<br>・45時間を超える月は6月までとする |

（注）児童生徒等に係る臨時の特別な事情により、勤務せざるを得ない場合

### 2 具体的目標

これまでの本県の勤務状況調査に鑑みれば、教員一人一人が上記の基本方針に示す働き方を実現させるには、一定の時間を要することが想定されることから、今後3年間を本プランの第Ⅰ期と位置づけ、具体的目標を設定するとともに、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校の全県を挙げた取組みを進めることが重要です。特に、教員が心身ともに健康で働くことのできる勤務環境にしなければならない、ということを第一に考え、「過労死ライン」となる月80時間を超える教員を0人することを目指しながら、基本方針に示した働き方の実現のため、実効性のある取組みを進めていきます。

#### （1）取組み重点期間（第Ⅰ期）における目標

令和4年度末までに複数月平均の在校等時間の超過勤務時間が  
80時間を超える教員0人を目指す

#### （2）年度ごとの目標

- ① 1人あたりの1か月の在校等時間の超過勤務時間を前年度調査より20%縮減する。
- ② 1人あたりの1か月の在校等時間の超過勤務時間が80時間を超える教員数について、  
令和2・3年度は前年度比40%減としながら、令和4年度末までに0人を目指す。  
※ 令和2年度の調査結果は、令和元年度10月の超過勤務状況調査結果を比較対象とする。

### 3 取組み重点期間（第Ⅰ期）

令和2年度～令和4年度までの3年間を本プラン（第Ⅰ期）の取組み重点期間とする。

- ※ ただし、法令改正等の状況に応じて、期間内に基本方針の再検討を行うこともある。  
※ 令和5年度以降については、本プランの年度ごとの達成状況等を検証し、検討する。

## V 重点取組み

### 1 勤務時間管理の徹底

勤務時間<sup>\*4</sup>の管理は、教員の働き方改革の基礎となるものである。勤務時間を適切に把握し、勤務時間を意識した働き方を進め、持ち帰り業務等を助長することなく、長時間勤務を縮減していかなければならない。また、保護者や地域の方々にも、教員の勤務時間について理解いただくことが必要である。

#### 〈教育委員会<sup>\*5</sup>としての取組み<sup>\*6</sup>〉

- ① タイムレコーダーや校務支援システム、その他のICT等を活用した教員の勤務時間を客観的に把握するシステムの導入を通して、正確な勤務時間管理と教員の負担軽減を進める。
- ② 留守番電話の導入校を拡充し、勤務時間外の電話対応に係る超過勤務を削減する。
- ③ 県教育委員会に毎月提出される県立学校教員の勤務時間状況を確認し、必要に応じて学校への助言等を行い、学校と連携しながら長時間勤務の常態化を防ぐ。
- ④ 県立学校教員の勤務時間状況を、働き方改革通信「どだなだ」で定期的に発信する。

#### 〈学校における取組み〉

- ① 管理職は、自校の教員の勤務時間を管理し、長時間勤務者に対しては、業務負担軽減等の対応を行う。
- ② 各校の実情に応じた完全退校日や完全退校時刻を設定する。

### 2 労働安全衛生管理体制の整備

労働安全衛生法により、超過勤務時間が月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる職員については、医師による面接指導の対象となっており、教育委員会はその体制整備を、管理職は職員の保健及び安全保持への適切な運用を行わなければならない。

#### 〈教育委員会としての取組み〉

- ① 超過勤務時間が一定時間を超え、医師の面接指導を必要とする教員がいる場合、面接指導の申し出を行うよう学校に対する助言を行う。
- ② メンタルヘルス不調の未然防止のため、ストレスチェック制度を実施できる体制整備と、職場改善につなげるための情報提供を行う。
- ③ 医師会との連携等により、産業医による面接指導体制の整備を行う。
- ④ 医師の面接指導について、事務手続きの簡略化等により、事務担当者の負担軽減を図る。

#### 〈学校における取組み〉

- ① 管理職は、教員の健康を守るという観点から長時間勤務者を把握し、医師の面接指導を必要とする教員が申し出を行うよう該当職員に勧奨を行う。
- ② 管理職は、ストレスチェック制度の実施率向上に向けた働きかけを行うとともに、所属の集計・分析結果を職場改善につなげる取組みを行う。

\*4 勤務時間

;「V 重点取組み」内で用いている「勤務時間」は、文部科学省が示す「在校等時間」として扱うものとする。

\*5 教育委員会

;服務監督権者としての「教育委員会」のことであり、県立学校にあっては「山形県教育委員会」、市町村立学校にあっては「各市町村教育委員会」を指す。

\*6 教育委員会としての取組み

;「県教育委員会」独自の取組みについては白抜きで(①、②、・・・)、「市町村教育委員会」の取組みにもかかわる部分を黒文字で(①、②、・・・)で示している。